

平成 25 年 1 月 1 日から、計画の届出をすべき機械等が追加されました。

特化則第 38 条の 8 において準用する有機則第 5 条又は第 6 条に基づき設置されるエチルベンゼン等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置等について、これらを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合は、安衛則第 86 条第 1 項及び労働安全衛生法 88 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に基づく届出の対象となりました。

また、特化則第 2 条の 2 に規定する適用除外業務のみに係る発散抑制装置の設備については、届出の対象とはなりません。

上記内容は、マニュアル P98 表 2（労働安全衛生規則別表第 7）の該当項目 13、18 に記載済みです。